

中間まとめと期末評価・次期認定に向けての今後の審議における論点の対比表

<p>共同利用・共同研究体制の強化に向けて（中間まとめ） ー共同利用・共同研究拠点の在り方を中心にー (平成26年7月25日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会)</p>	<p>期末評価・次期認定に向けての今後の審議における論点 (資料7)</p>
<p><期末評価に関連する記載></p>	<p><期末評価に向けての今後の審議における論点></p>
<p>4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性 (共同利用・共同研究拠点の整備に当たっての基本的方針) 共同利用・共同研究拠点の整備に当たっては、<u>認定時・中間・期末の評価と文部科学大臣の認定制度が連動していることも踏まえ、評価によるPDCAサイクルを基盤としたシステムを構築していくことが重要である。</u> 特に、現状、拠点の大半を占める国立大学の拠点に関し、<u>認定期間と国立大学の中期目標・中期計画期間が連動しており、拠点の継続性について一定の時限で見直しが見られるシステムとなっているが、今後、拠点の機能強化の観点から、認定期間中においても、中間評価などを基に各拠点の活性化や改善に資する仕組みとすることが必要である。</u> また、平成22年の制度発足後初となる期末評価（平成27年度実施予定）においては、<u>中間評価結果等を踏まえた拠点の継続性のチェックを行うことが適切である。各拠点の活性化や改善に資するPDCAサイクルの強化の観点から、その評価項目の設定に当たっては、拠点の規模や研究者コミュニティの動向、分野の性質などに応じたきめ細やかな評価が行われるよう、本報告で指摘した拠点の機能強化に向けて期待される事項を中心に細目を検討していくことが重要である。</u> その際、第3期中期目標期間に向けて、柔軟な改編等が可能となるような制度改善を検討すべきである。</p> <p>○ 期末評価で認定更新が検討される既存の拠点組織については、「1.」の観点から、その意義・役割を果たしているか、また今後に向けて強化される可能性があるか、といった観点から、必要と判断される場合には見直しを促す。具体的には、<u>中間評価結果を踏まえた改善が見られない場合や、期末評価で低評価の場合には、拠点の認定更新はしない等、厳正な質の保証・管理を行うことが考えられる。</u></p> <p>(6) 共同利用・共同研究に係る研究成果等の情報発信</p> <p>○ <u>発信力強化に向けて、できるだけ定量的な把握を行い、各種評価において厳正にチェックすることが必要である。特に、中間評価等で高い評価を得た拠点の好事例については、国においても幅広く情報発信していくことが必要である。</u></p>	<p>■中間評価のフォローアップ (中間評価での指摘事項への対応状況の把握等)</p> <p>※<u>上記以外で期末評価の実施にあたって、改善・工夫等を行う必要がある論点。</u></p> <p>■評価調書の改善</p> <p>○評価調書の統一 ・予算規模(支出合計)、事務職員の定義(どの職員を含めるのか) ・教員数の定義(多様な形態をどう整理するのか)</p> <p>○共同利用・共同研究に採択された課題(リスト)の提出の義務化 ○「共同利用・共同研究を活用した論文数」の定義の明確化 ○共同研究課題による論文数、拠点がリーダーシップを発揮した論文数、教員一人当たりの論文数など、より詳細な実績 ○経費の活用状況等の詳細な実績</p> <p>■評価の工夫</p> <p>○客観的な指標の導入 ・専門分野別に考え方の異なる論文やデータベース、書籍などの成果を専門分野外でも客観的に評価可能なエビデンス等の整理、専門家に事前レビューの導入 ・より論文数を重視した評価の仕組みが必要 ・人社系や数学など、拠点の分野の特性への配慮</p> <p>○拠点の特色への配慮 ・歴史的な経緯を踏まえた評価 (歴史的な背景(長期的な課題や変遷等)が理解可能な資料の活用)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模なりの特色・工夫など、小規模の拠点への配慮 ○ヒアリング評価の活用 ・中間評価時のヒアリングが評価に際して非常に有効であったため、より多くの拠点からのヒアリングを行うなどの改善が必要。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部分拠点への評価及び認定 (専任教員を有しない点等をどう評価するか 等) ○共同研究の採択状況(共同研究委員会の機能の確認) (採択率100%という拠点多い。事前の内容協議の意義等の確認)
<p><次期認定に関連する記載></p>	<p><次期認定に向けての今後の審議における論点></p>
<p>4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性 (5) 共同利用・共同研究拠点の運営体制(組織運営、公募の採択、人事等)</p> <p>○ 共同利用・共同研究の効果的な推進のためには、<u>拠点の活動実態を踏まえつつ、当該分野の研究者コミュニティの連携・自主性・自律性に基づいた運営を確保することが必要である。</u></p>	<p>■認定基準等</p> <p>○拠点の認定基準の見直し(外部に開かれた運営の担保(運営委員会と共同研究委員会の構成)等) (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の規程において運営委員会等の構成員の2分の1以下とする当該研究施設の職員には、当該研究施設に所属しない学内の職員も含めるべきではないか。(「共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程」(平成20年度文部科学省告示第133号)第3条の四の検討) ・遠方や海外の委員を運営委員会等に参画させる場合、当該委員会が急遽欠席した場合でも、拠点内に閉じない開かれた運営ができるような仕組みの検討
<p>4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性 (共同利用・共同研究拠点の整備に当たっての基本的方針)</p> <p>○ <u>期末評価で認定更新が検討される既存の拠点組織については、「1.」の観点から、その意義・役割を果たしているか、また今後に向けて強化される可能性があるか、といった観点から、必要と判断される場合には見直しを促す。具体的には、中間評価結果を踏まえた改善が図られない場合や、期末評価で低評価の場合には、<u>拠点の認定更新はしない等、厳正な質の保証・管理を行うことが考えられる。</u></u></p>	<p>○既存拠点の次期認定における期末評価の活用 (中間評価結果を踏まえた改善が図れない拠点や、期末評価が低評価の拠点には、認定の更新をしないなど、厳正な質の保証・管理の実施)</p> <p>※上記以外で拠点認定の評価体制の改善が必要。</p>

<p>3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた基本的考え方</p> <p>○ 共同利用・共同研究拠点の機能強化の検討に当たっては、個々の大学の枠を超えた研究者の知を結集して多様な研究活動が行われるという共同利用・共同研究の特性を生かして、各研究分野の強み・特色を更に伸ばしていく視点とともに、<u>共同利用・共同研究体制全体の強化に資するシステム改革を図っていく視点が重要である。</u></p>	<p>■ 拠点の認定の制度・仕組みの改善</p>
<p>3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた基本的考え方</p> <p>(1) 拠点間連携の一層の強化</p> <p>○ 今後の共同利用・共同研究拠点の機能強化に向け、人的・物的資源をより効果的に活用する観点、また、分野を超えた新たな学問的融合を促進する観点、さらには、分野における強み・特色がより全国的に生かされる観点からも、<u>拠点間の連携を一層強化することが必要である。</u>具体的には、<u>拠点間の密接な連携により拠点総体としての機能が一層高まることを目指して、ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す。</u><u>ネットワーク型拠点については、複数の拠点が連携し、研究目標と情報を共有し協力して研究を推進する体制を構築することにより、①学術の発展に対してより柔軟な組織編成が可能であること、②当該研究機関の規模を超えた研究に対応することが可能となること、③一分野にとどまらず、異分野融合による新分野創成などが容易となること等、我が国の学術研究の発展に貢献するものであり、今後更に推進する必要がある。</u>ちなみに、<u>ネットワーク型拠点は、拠点として単独で認定を受けて活動することが困難な組織にとっても、ネットワークの構成機関として拠点に加わることが可能となるものであり、その強み・特色が全国的な観点で生かされることになる点からも、我が国の研究力強化にとっては非常に有用であり、強化すべきとの視点もある。</u><u>また、拠点の認定後、新たな学問分野の創成に向けて、ネットワーク型拠点を含む認定された拠点間での連携やネットワーク形成を推進する取組も必要であり、強化を図る必要性がある。</u></p> <p>4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性</p> <p>(1) 一分野多拠点に係る考え方とネットワーク型拠点の形成の促進</p> <p>○ <u>拠点間の連携を促進し、資源を効率的に活用する観点から、ネットワーク型拠点の形成を促進する。</u>具体的には、</p> <p>i) 既に、一分野で複数の拠点が認定されている場合、各拠点が一定の役割分担の下で相互に密接な連携を図ることが求められる（認定更新の際などに、ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す）。</p> <p>ii) 既に拠点が認定されている一分野につき、<u>新たな拠点を認定する際は、当該分野の拠点が現在どのように機能しており、新たに多拠点を認定した場合における拠点間の役割分担とともに、拠点間相互で密接な連携がどのように図られ、多拠点が存在する効果を十分に考慮することが求められる。</u>その場合、<u>ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す。</u></p>	<p>○ 拠点認定の類型化</p> <p>・ ネットワーク型の拠点形成、拠点間連携の促進 （国公立・独法を含めたネットワーク形成の可能性を含め）</p>

<p>(4) 拠点間の連携等による新たな学問領域の創成</p> <p>○ 共同利用・共同研究拠点が拠点間の連携を更に進め、新たなネットワークを構築することで、異分野融合・新分野創成による新たな学問領域の創成や国際連携を図る必要がある。その際、同じく異分野融合・新分野創成を重要なミッションに含む大学共同利用機関法人・大学共同利用機関との関係等について、更なる検討が必要である。</p> <p>○ 拠点間の連携促進に当たっては、共同利用・共同研究制度発足の趣旨に鑑み、<u>国公私の設置主体を問わず、幅広い横断的な連携となるよう留意すべきである。</u></p>	
<p>4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性</p> <p>(1) 一分野多拠点に係る考え方とネットワーク型拠点の形成の促進</p> <p>iii) <u>拠点認定後に、新たな学問分野の創成に向けて、拠点もしくはその一部がネットワーク形成を推進する場合、単独拠点とネットワーク型拠点の併用を可能とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単独拠点とネットワーク型拠点の併用 (単独拠点とネットワーク型拠点の併用、単独拠点と複数のネットワーク型拠点の併用、複数のネットワーク型拠点の併用)
<p>(3) 時代の新しい要請への柔軟な対応</p> <p>○ ……現代の学術研究においては、研究者は自己の専門分野の研究を突き詰めた上で、分野、組織などの違い、さらには国境を越えて、異なる価値や文化と切磋琢磨しつつ対話と協働を重ね、社会の変化に柔軟に対応しながら新しい卓越した知やイノベーションを生み出すために<u>不断の挑戦をしていくこと、すなわち、「挑戦性、総合性、融合性、国際性」が特に強く要請されている。</u></p> <p><u>こうした学術研究への要請は、共同利用・共同研究拠点においても同様であり、具体的には、グローバル化の観点から、国際ネットワークを形成して、国際共同研究や人材交流などを主導し、国際的な頭脳循環のハブや我が国の国際活動の戦略的展開に資する情報の収集・分析のプラットフォームとしての役割や次代を担う若手研究者の人材育成拠点としての役割を果たすことや、異分野融合による新分野創成など、我が国の学術研究の拠点として、大学の枠を超え、時代の新しい要請に柔軟に対応することが重要である。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分野に限らない新たな拠点認定の類型 (グローバル型拠点(グローバル化)、人材養成型拠点(人材養成機能の強化)、ネットワーク型拠点(新分野創成、異分野融合研究の促進)等の内容による類型化、単独拠点とネットワーク型拠点の併用)
<p>4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性</p> <p>(共同利用・共同研究拠点の整備に当たっての基本的方針)</p> <p>○ <u>これまで拠点がなかった分野等についても、研究者コミュニティからの意向を踏まえ、必要な場合には拠点の整備を行う(その場合、整備される拠点の分野が学問領域全体を網羅すべきかを考慮する必要があるとともに、整備すべき分野をどのように把握するかが課題)。</u>こういった新たな共同利用・共同研究拠点の形成のニーズが高い学問分野において、個人的研究から拠点形成へと発展する可能性のある研究プロジェクトや研究体制の整備に対して、スタートアップを促進するための方策の検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな分野における拠点の認定 (既存拠点にはない分野の拠点の整備の必要性和国の政策性)
<p>(共同利用・共同研究拠点の整備に当たっての基本的方針)</p> <p>共同利用・共同研究拠点の整備に当たっては、認定時・中間・期末の評価と文部科学大臣の認定制度が連動していることも踏まえ、評価によるPDCAサイクルを基盤としたシステムを構築していくことが重要である。</p> <p>特に、現状、拠点の大半を占める国立大学の拠点に関し、<u>認定期間と国立大学の中期目標・中期計画期間が連動しており、拠点の継続性について一定の時限で見直しを図られるシステムとなっているが、今後、拠点の機能強化の観点から、認定期間中においても、中間評価などを基に各拠点の活性化や改善に資する仕組みとすることが必要である。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○認定期間中の拠点活性化・改善の仕組み(PDCAサイクル)の導入 ・認定期間中の評価制度の導入(中間評価、認定の取り消し 他) ・認定期間中の柔軟な組織改編等を可能とする仕組みの導入

また、平成22年の制度発足後初となる期末評価（平成27年度実施予定）においては、中間評価結果等を踏まえた拠点の継続性のチェックを行うことが適切である。各拠点の活性化や改善に資するPDCAサイクルの強化の観点から、その評価項目の設定に当たっては、拠点の規模や研究者コミュニティの動向、分野の性質などに応じたきめ細やかな評価が行われるよう、本報告で指摘した拠点の機能強化に向けて期待される事項を中心に細目を検討していくことが重要である。

その際、第3期中期目標期間に向けて、柔軟な改編等が可能となるような制度改善を検討すべきである。

3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた基本的考え方

(4) 拠点の体制強化の推進

- グローバル化、あるいは異分野融合・新分野創成、若手・女性・外国人研究者などの人材育成・確保の基盤としても共同利用・共同研究拠点が機能するためには、特に組織運営、人事面等での体制強化を図ることが重要である。体制強化に当たっては、拠点の研究成果について、国民・社会や学術界、産業界などに対する情報発信を国内外で積極的に行い、拠点の活動について、十分な説明責任を果たすことが重要である。

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(5) 共同利用・共同研究拠点の運営体制（組織運営、公募の採択、人事等）

- 共同利用・共同研究の効果的な推進のためには、拠点の活動実態を踏まえつつ、当該分野の研究者コミュニティの連携・自主性・自律性に基づいた運営を確保することが必要である。
- 共同利用・共同研究拠点において、関連研究者に対して広く研究課題の公募を行い、外部研究者の意見も反映した公正な採択及び支援を行う必要がある。
- 拠点運営の透明性と説明責任を果たすためには、拠点組織の研究者の人事に関しても外部の視点を取り入れるなどの配慮も必要である。

(3) 国際化や産業界との連携等への対応

- 国際的にも中核的な研究拠点を目指すためには、国際公募を実施し、待遇面等について柔軟な人事制度を整えることにより、国内外から卓越した研究者を集め、国際的な研究環境を目指すことも考えられる。

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(5) 共同利用・共同研究拠点の運営体制（組織運営、公募の採択、人事等）

- 共同利用・共同研究拠点は、我が国の当該分野のCOEとして、また、人材育成・供給拠点、とりわけ若手・女性・外国人研究者の人材育成・確保に、国際的視野を含めて積極的な役割を果たすことが必要であり、当該分野における人材育成システムの構築に寄与することが求められる。
- また、任期制や公募制、年俸制の導入等により人材の流動性を高めていくことが必要である。

■ 拠点の体制強化

○ 組織運営・人事面

（外部の意見を反映した組織運営や人事等）

○ 人材育成・大学院教育への貢献

（若手・女性・外国人研究者の人材育成及び博士課程学生の教育への貢献等）

○ 人材の流動化等

（任期制、公募制、年俸制の導入等）

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(3) 国際化や産業界との連携等への対応

○ 共同利用・共同研究拠点は、分野によっては国際ネットワークを形成して国際共同研究や人材交流などを主導する役割を果たすことが重要となる。そのためには事務的なサポートの強化が必要であり、URAの活用など拠点を発展させるために戦略的に活動できる人材の育成が望まれる。

○ 国際共同研究等を推進するため、国際対応を専門とする事務職員や技術職員の配置や、国際的な人材登用を含めた若手人材育成等、国として支援する必要がある。

○ 先進国のみならず、アジアやアフリカ諸国の学術研究の発展に貢献するために日本の共同利用・共同研究拠点の果たすべき役割は重要であることを強く意識すべきである。

○ 国際的にも中核的な研究拠点を目指すためには、国際公募を実施し、待遇面等について柔軟な人事制度を整えることにより、国内外から卓越した研究者を集め、国際的な研究環境を目指すことも考えられる。

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(3) 国際化や産業界との連携等への対応

○ 共同利用・共同研究拠点における最先端の研究成果は、様々な分野において、それぞれの強み・特色を生かした多様性のある独創的なものであり、将来有望な技術シーズを有している場合も多い。これら最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出を図るためには産業界との連携を進める必要があり、拠点における研究が製品開発等の貢献にもつながり得る場合には、その情報を産業界に対しても積極的に発信していくべきである。

○ 人文・社会科学系を含む様々な分野の拠点において、活用可能なコンテンツやデータ等を保有している場合には、産業界との連携を図ることで新たなイノベーションの創出が期待される。

また、長期的な視野で大きな変革をもたらすような研究についても、産業界との連携を促進していくことも考えられる。

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(6) 共同利用・共同研究に係る研究成果等の情報発信

○ 拠点で行われた共同研究だからこそ生まれた研究成果や共同利用に供することができる設備等について、国民や学術界に対する情報発信を十分に行うなど積極的な取組が求められる。特に人材の確保、国際化や拠点間連携など、拠点そのものの更なる発展に寄与することも期待されることから、各拠点においては、情報発信力を強化させる必要がある。

○ 発信力強化に向けて、できるだけ定量的な把握を行い、各種評価において厳正にチェックすることが必要である。特に、中間評価等で高い評価を得た拠点の好事例については、国においても幅広く情報発信していくことが必要である。

○ 共同利用・共同研究体制の強化の観点から、拠点のみならず、共同利用・共同研究全般における研究成果等の情報発信の強化についても視野に入れる必要がある。

○国際化

(国際対応を専門とする事務職員や技術職員の配置等による国際化に向けた事務的なサポート体制の強化、国際公募による人事など国際的な研究環境の構築等)

○産業界との連携等

(最先端の研究成果の実用化等を通じた産業界との連携、産業界への情報発信等)

○情報発信

(共同利用・共同研究体制だからこそ生まれた研究成果の積極的な情報発信による共同利用・共同研究体制の強化等)

<p>2. 共同利用・共同研究拠点制度の課題 (2) 拠点の活動に対する各大学の位置付けが不明確</p> <p>○ 共同利用・共同研究拠点は、大学の研究力向上等に寄与するものである一方、国立大学改革の動きの中では各大学自身の機能を強化する動きが強まり、大学の枠を超えた全国的な観点からの共同利用・共同研究の推進は、各大学固有の研究機能を向上させるものとは必ずしも見なされず、各大学の機能強化の構想において、本来各大学の強み・特色として活用されるべき拠点の位置付けが不明確になっている。</p> <p>3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた基本的考え方 (2) 大学の機能強化への貢献</p> <p>○ 国立大学改革の動きが加速する中、大学の機能強化への取組が強くと求められており、共同利用・共同研究拠点は、当該大学の研究力向上に直接的に寄与するとともに、我が国の学術研究における共同研究推進のハブとして、また人材育成の拠点としても機能することで、広く大学全体や当該分野の研究者コミュニティを支え、各大学の研究の活性化と機能強化にも資するものと考えられる。</p> <p>4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性 (2) 大学の機能強化と連動した取組への支援</p> <p>○ 現在の国立大学改革やミッションの再定義の流れの中、大学に求められる「グローバル化」、「研究力強化」等の実現に向け、拠点間連携やネットワークの構築による国際化、分野融合による新分野創成など、新たな取組を行う拠点に対する支援の枠組みが現状では存在しないため、そのような取組に対する重点的な支援について検討する必要がある。</p> <p>○ また、共同利用・共同研究拠点が有する国内研究者コミュニティの中核としての機能や、国際的な頭脳循環のハブとしての機能を維持・向上させるとともに、大学の研究機能を向上させる方策として、こうした拠点における取組を広く学内外の組織と連携し、取組を広げていくことが必要である。</p>	<p>■大学の機能強化への貢献 (大学改革における各大学自身の機能強化の流れと各大学の枠を超えた拠点活動の位置づけの明確化等)</p>
<p>4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性 (共同利用・共同研究拠点の整備に当たっての基本的方針)</p> <p>○ 共同利用・共同研究拠点の一層の機能強化を図る観点から、新たな要請に応える拠点への重点的支援に向けた検討を行うとともに、拠点への基盤的経費の支援の在り方についても見直しを行う。</p> <p>○ なお、今後検討が進められる国立大学法人運営費交付金制度の改革や次期中期目標・中期計画の策定に向けた国立大学法人評価制度の検討に当たっても、これらの基本的方針について十分留意されることが望ましい。</p> <p>(2) 大学の機能強化と連動した取組への支援</p> <p>○ 現在の国立大学改革やミッションの再定義の流れの中、大学に求められる「グローバル化」、「研究力強化」等の実現に向け、拠点間連携やネットワークの構築による国際化、分野融合による新分野創成など、新たな取組を行う拠点に対する支援の枠組みが現状では存在しないため、そのような取組に対する重点的な支援について検討する必要がある。</p>	<p>■拠点への予算的支援の検討 ○次期認定拠点への国の支援の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標・中期計画（第3期）における運営費交付金の抜本の見直しの中での拠点への支援の在り方 ・既存拠点への基盤的経費の支援の在り方 (認定に伴い、すべての拠点に支援しているこれまでの基盤的経費の在り方を見直し、拠点の機能強化に資する取組への支援に重点化等) ・新たな取組を行う拠点に対する国の支援の枠組みの構築 (拠点間連携、ネットワーク構築に向けてのスタートアップや、国際化、分野融合による新分野創成等、拠点の機能強化に資する取組への支援等)

<p>(3) 国際化や産業界との連携等への対応</p> <p>○ 国際共同研究等を推進するため、国際対応を専門とする事務職員や技術職員の配置や、国際的な人材登用を含めた若手人材育成等、国として支援する必要がある。</p>	<p>・国際化や産業界との連携への対応に向けた支援 (国際対応を専門とする事務職員や技術職員の配置など国際化に向けた事務体制の強化、U R A の導入、国際的な人材登用への支援等)</p>
<p>※「審議のまとめ」に向け今後検討</p>	<p>■ 共同利用・共同研究拠点と大学共同利用機関法人・機関の連携、相互の位置付け及び関係</p>
<p>※「審議のまとめ」に向け今後検討</p>	<p>■ 学術研究の大型プロジェクト推進の在り方</p>